

令和元年度（2019年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

対象団体 一般社団法人函館国際観光コンベンション協会

所管部局 観光部

2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成30年度（2018年度）における函館市旧イギリス領事館（開港記念館）の管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和元年（2019年）11月5日から令和2年（2020年）3月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、また

は指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 利用料金の設定等は適正になされているか。

ウ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

エ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

旧イギリス領事館（開港記念館）の管理業務の委託に当たっては、協定書に付属されている要領に、受託者が参照とすべき管理に関する手続、手順や報告書類などについての具体的な業務内容が定められていなかった。

受託者は、指定管理者制度導入以前から当該施設の管理を受託してきた実績などから実態として管理に問題はなかったものの、市が受託者に求めている業務と実務が乖離することも懸念されることから、業務処理要領において具体的な業務内容を定めるとともに、処理要領に基づき客観的な業務実施状況の確認や指導等により適正な施設管理に努められたい。